

第4章 消防用設備等の技術基準

第21 非常コンセント設備

非常コンセント設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、政令第 29 条の 2、省令第 31 条の 2 によるほか、次による。

1 主な構成例

- (1) 単相 2 線式のもの（第 21-1 図参照）
- (2) 単相 3 線式のもの（第 21-2 図参照）

2 設置位置等（政令第 29 条の 2 第 2 項第 1 号関係）

- (1) 建築物の階数
政令第 29 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する防火対象物の階数は、建基令第 2 条第 1 項第 8 号に規定にする階数をいう。
- (2) 非常コンセントの設置位置
ア 政令第 29 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する「その他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置」とは、第 20 連結送水管第 2(3)オを準用する。●（第 21-3 図参照）
イ 共同住宅等であって、2 階層を 1 住戸とするなど、非常コンセントを各階に設けることが適当でないと認める場合は、当該階の各部分からアの位置に設ける非常コンセントまでに至る歩行距離を 50m 以下とすること。（第 21-4 図参照）

3 電気の供給容量（政令第 29 条の 2 第 2 項第 2 号、省令第 31 条の 2 第 6 号及び第 7 号関係）

- (1) 非常コンセント設備の電気の供給容量（非常電源の容量算定も同様とする。）は、一の回路につき、各階に設ける非常コンセントに単相交流 100V で 15A 以上の容量を出火階、直上階及び直下階の 3 階層のコンセントを同時に使用した場合でも有効に供給できる容量とする。●（第 21-5 図参照）
- (2) 非常コンセント設備の幹線の容量は低圧で電気に供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の 2 % 以下となるように選定する。● ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3 % 以下として差し支えない。
- (3) 省令第 31 条の 2 第 7 号に規定する「回路に設ける非常コンセントの数は、10 以下とすること。」とは、第 21-6 図の例に示すとおり、同一階に 2 以上の非常コンセントを設ける場合は、2 系統以上（同一階の保護箱の数だけの専用回路）とし、1 系統につき保護箱を 10 以下とすることをいう。●

4 非常コンセント（省令第 31 条の 2 第 3 号関係）

非常コンセントのプラグ受けの極数及び極配置は、第 21-7 図による。

5 接地

省令第 31 条の 2 第 4 号に規定する接地工事は、D 種接地工事を施すこと。

6 保護箱及び設置の標示（省令第 31 条の 2 第 2 号及び第 9 号関係）（第 21-8 図参照）

- (1) 保護箱（非常コンセントを収納した箱をいう。）
ア 保護箱は、耐火構造の壁に埋め込むか、配電盤及び分電盤の基準（昭和 56 年 12 月 22 日消防庁告示第 10 号）第 3 第 1 号(2)に準じるものとする。●
イ 大きさは長辺 0.25m 以上、短辺 0.2m 以上とする。▲
ウ 保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ 1.6 mm 以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。▲
エ 保護箱には、容易に開放できる扉を設けること。▲

第4章 消防用設備等の技術基準

第21 非常コンセント設備

- オ 保護箱内には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。▲
- カ 幹線の分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。▲
- キ 保護箱内には、プラグ受けを2個設けること。▲
- ク プラグ受けは、カの配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。
- ケ カの配線用遮断器は、100Vで15A以上の容量とすること。
- コ 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

(2) 表示

省令第31条の2第9号イに規定する「非常コンセント」の文字の大きさは、1字につき各辺の長さ20mm以上とする。●

(3) 表示灯

省令第31条の2第9号ロに規定する赤色の灯火（この項において「表示灯」という。）は、第2屋内消火栓設備第6(1)イを準用するほか、次による。

ア 常時点灯すること。

イ 表示灯の回路の配線は、(1)カの配線用遮断器の電源側から分岐し、当該分岐回路には保護用のヒューズを設けること。

(4) 消火栓箱等と保護箱との接続

保護箱を屋内消火栓箱、補助散水栓箱又は連結送水管のホース格納箱（この項において「消火栓箱等」という。）に接続する場合は、次による。▲

ア 保護箱は、消火栓箱等の上部とする。

イ 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画する。

ウ 消火栓箱等部分の扉と保護箱の扉は、別開きができるようにする。

エ 表示灯は、次の(ア)及び(イ)により他の消防用設備等と兼用して差し支えない。（第21-9図参照）

(ア) 表示灯の回路の配線は、兼用した当該他の消防用設備等の例による。

(イ) 保護箱に通電状態にあることを示す電灯を設置すること。

7 常用電源及び配線（省令第31条の2第5号関係）

(1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とする。ただし、他の消防用設備等の回路を接続する場合で、当該回路による障害を受けるおそれがないものは、この限りでない。

(2) アの回路には、地絡（漏電）により電路を遮断する装置を設けてはならない。▲

(3) 電源の配線用遮断器の見やすい箇所に、非常コンセント設備専用である旨の赤色の表示を付すこと。●

(4) 受電用配電盤等に設けた各系統別引き出し用の配線用遮断器と各階に設置する非常コンセント用の配線用遮断器とは、保護協調をとること。

(5) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものを用いること。

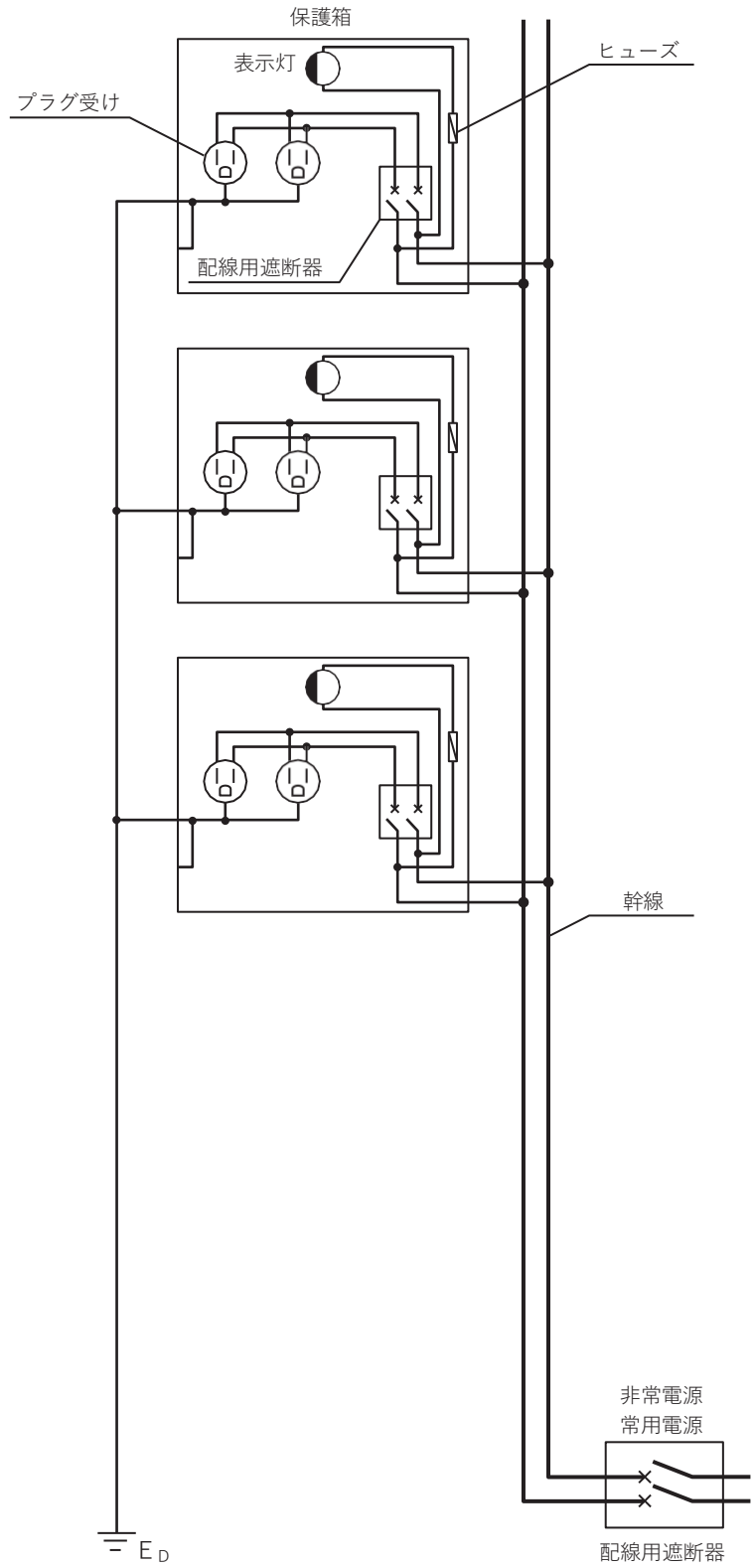
8 非常電源及び非常電源回路の配線（省令第31条の2第8号関係）

第23 非常電源による。

9 総合操作盤（省令第31条の2第10号関係）

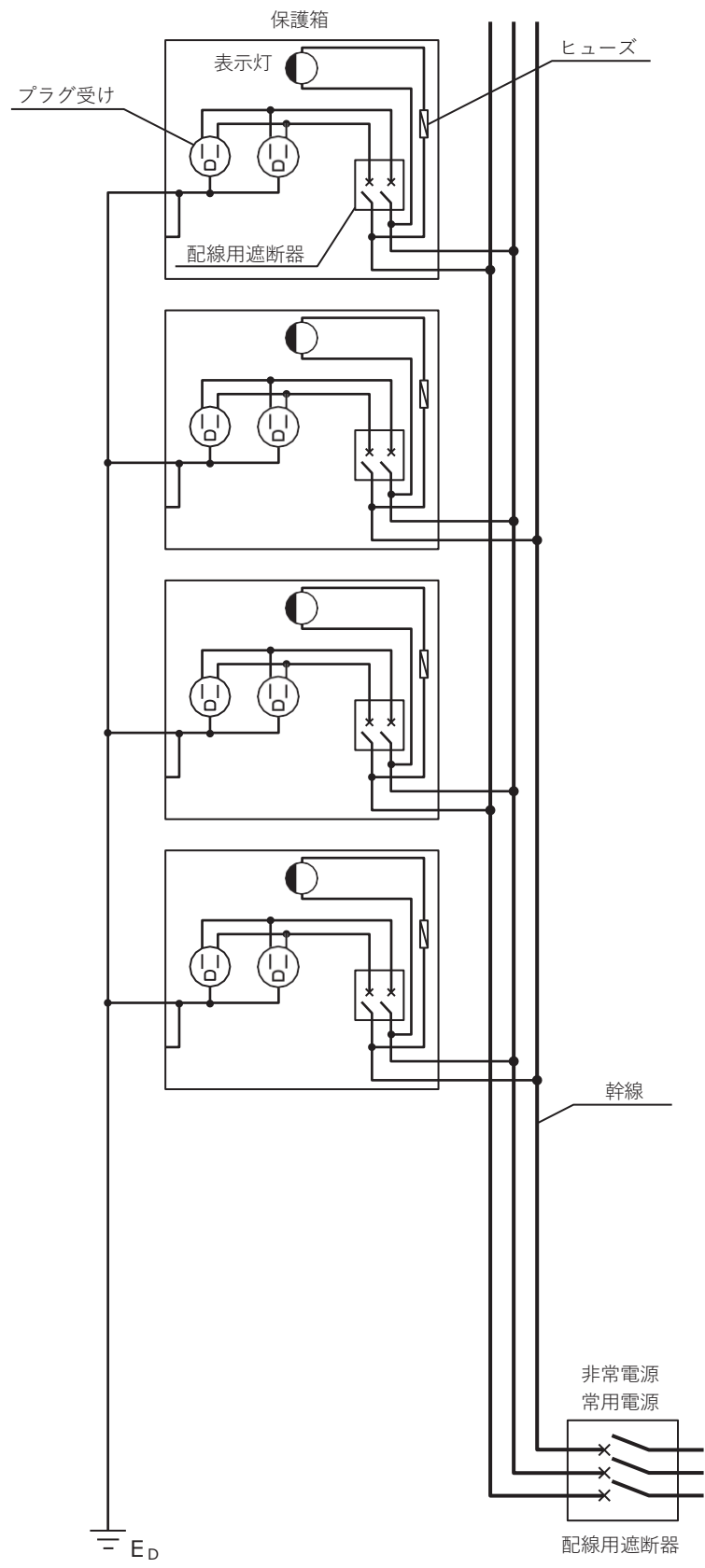
第24 総合操作盤による。

第4章 消防用設備等の技術基準
第21 非常コンセント設備



第 21- 1 図

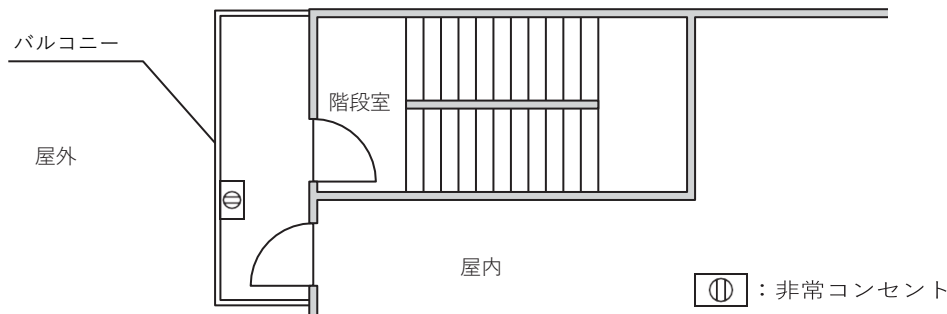
第4章 消防用設備等の技術基準
第21 非常コンセント設備



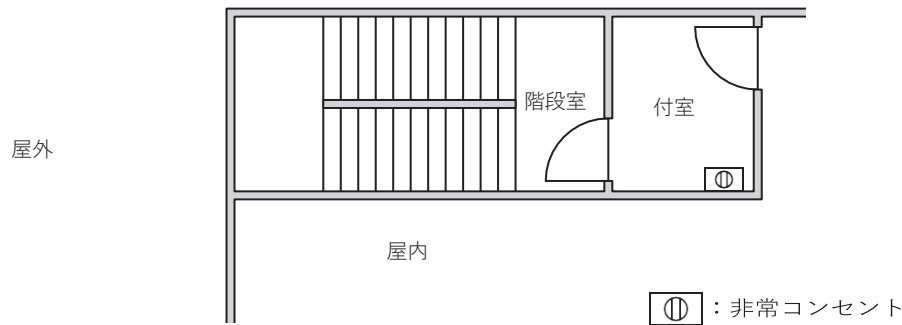
第 21-2 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第21 非常コンセント設備

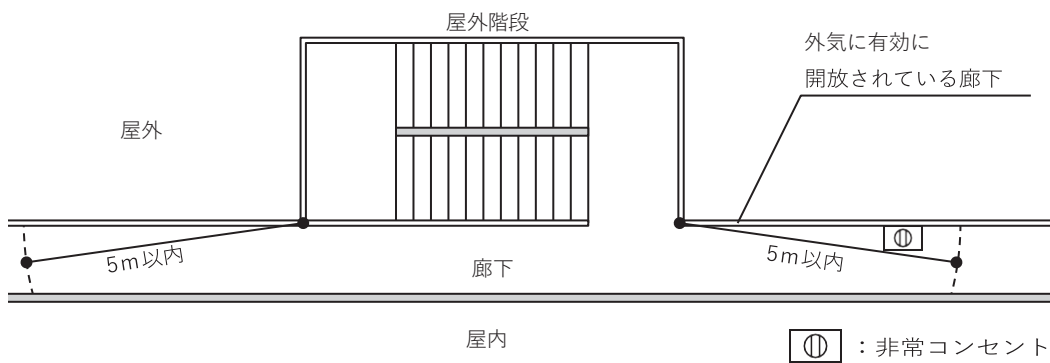
(例1) 特別避難階段のバルコニーに設ける場合



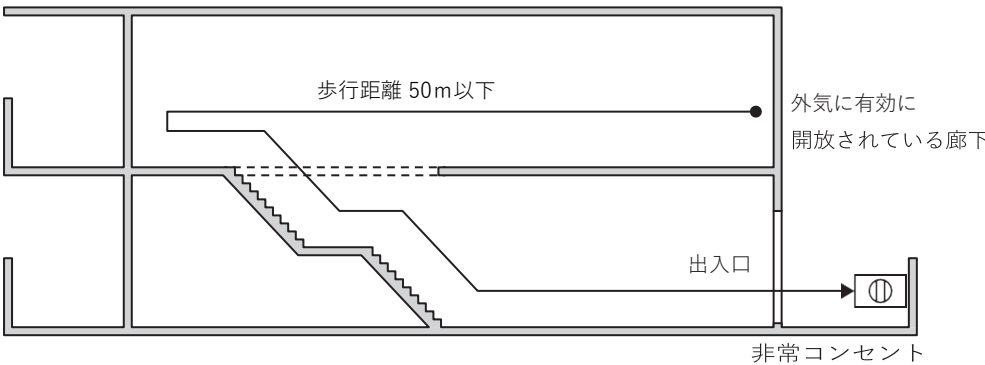
(例2) 特別避難階段の付室に設ける場合



(例3) 屋外階段から5 m以内の外気に有効に開放されている廊下に設ける場合

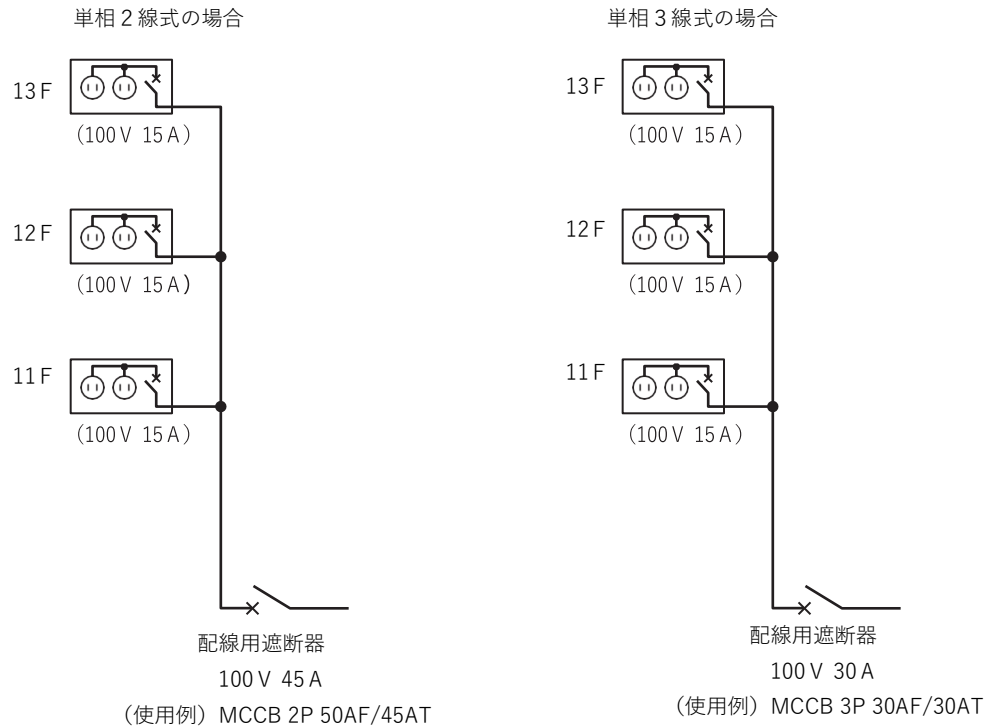


第 21-3 図

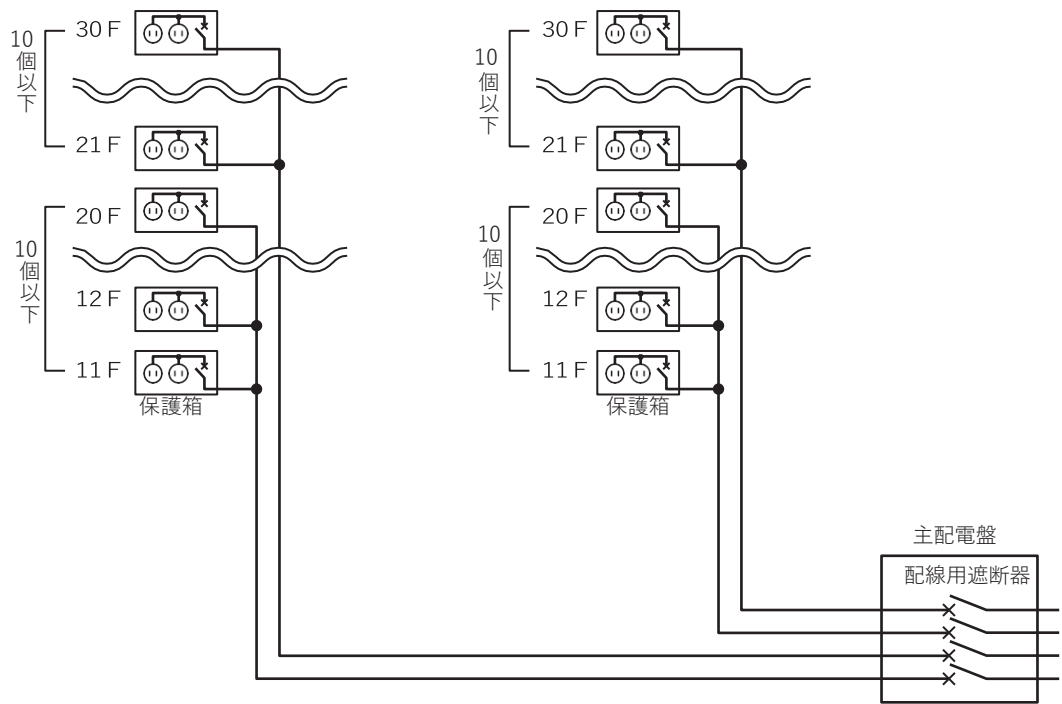


第 21-4 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第21 非常コンセント設備

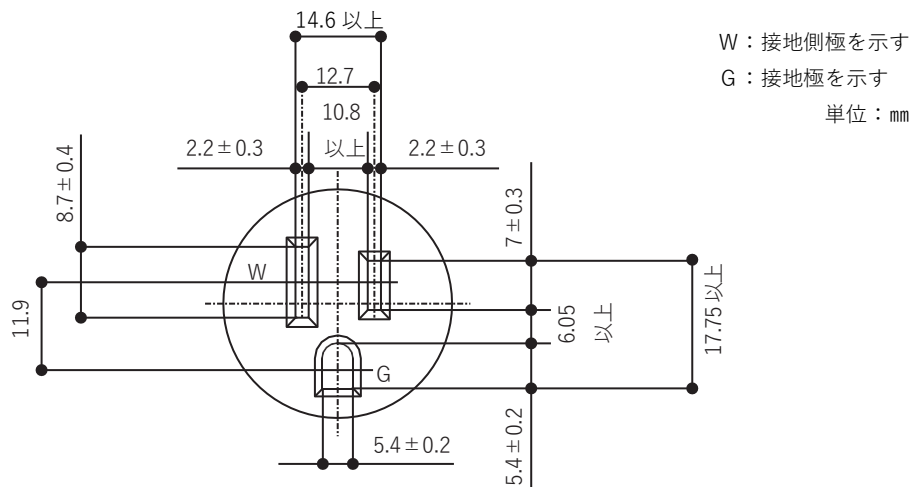


第 21-5 図



第 21-6 図

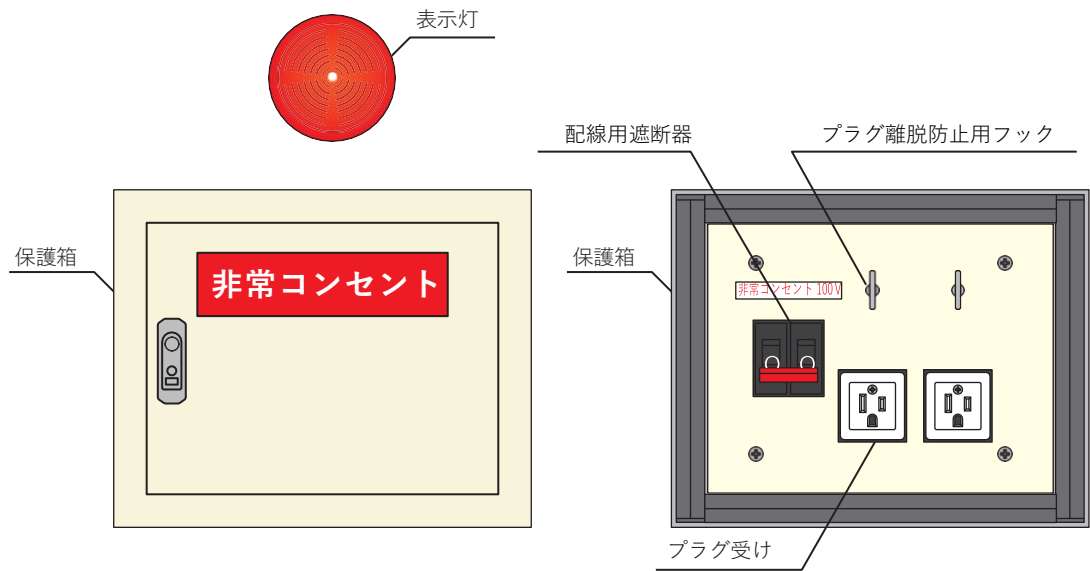
第4章 消防用設備等の技術基準
第21 非常コンセント設備



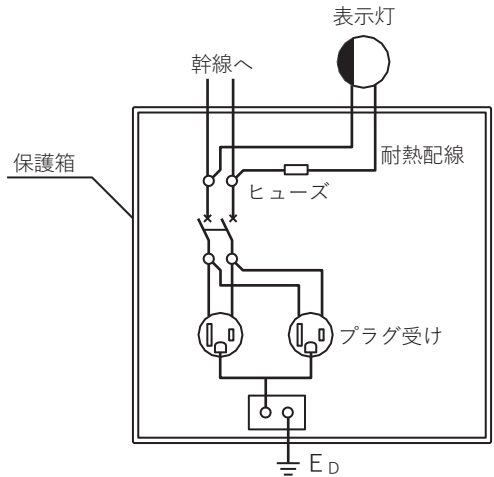
第 21- 7 図

(保護箱の設置例 (表示灯を単独で設置した場合))

(姿図)



(系統図)

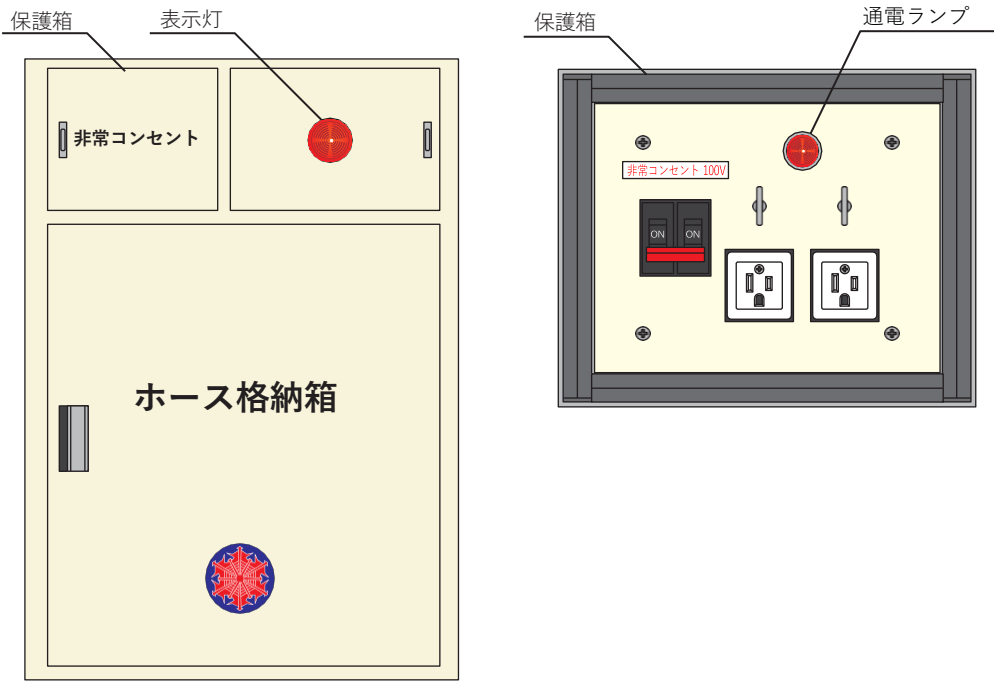


第 21- 8 図

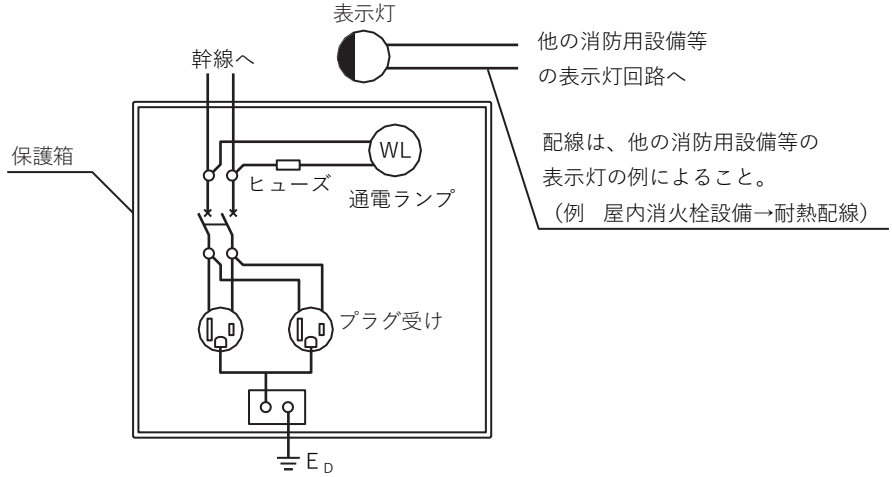
第4章 消防用設備等の技術基準
第21 非常コンセント設備

(表示灯を他の消防用設備等と兼用した場合の配線例)

(姿図)



(系統図)



第 21- 9 図